

雨漏り検査の実施概要

1. 目的

当団体の雨漏り検査及び診断（以下「雨漏り検診」という）業務は、対象となる物件において、漏水事象の存在が事実であり、当事者がそれを確認していることを条件に実施致します。又、公正中立な立場を堅持する第三者機関として、客観的に雨漏り検診を行う業務とします。

2. 雨漏り検診業務の流れについて

[問診表の作成](#)（様式第9号参照）→ヒヤリング→検査費用の提示→見積書兼雨漏り調査依頼書の発行→雨漏り検診実施に関する重要事項説明書（本書類）の提示→雨漏り調査依頼書に署名・押印→検査実施日の予約受付→検査の実施→報告書の作成→本部精査→検査結果報告書及び請求書提出。

※雨漏り検査費用は、物件内容により異なります。

※図面・関係図書及び事案の状況写真等のご提示を頂く場合が有ります。

3. 雨漏り検診方法について

- ①当該漏水発生に直接係る外装部において、雨漏り発生要因（不具合発生部分）とする複数箇所、専用止水材を装着（堰を設ける）後、試験水の仮注入試験を実施し、外装内部に雨水が浸透している形跡箇所（以下「陽性反応箇所」という）の検知（簡易検査）を行います。
- ②検知した陽性反応箇所に、雨漏り検査装置を設置した後、一定時間一定量の水又は水溶液を注ぎ込み、漏水発生までの時間と注入量を検出します。
- ③検査で得られたデータの検証並びに分析結果を基に、雨漏り検査結果報告書を作成します。

4. 精密検査の実施について

問診表記載事項の漏水発生概要に明記した内容に基づき、漏水原因の特定を目的とした調査(精密検査)を実施し、検証及び分析した内容を基に検査結果報告書を作成します。